

平成26年加美町議会第1回定例会会議録第4号

平成26年3月12日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	木村哲夫君	2番	早坂伊佐雄君
3番	早坂忠幸君	4番	猪股俊一君
5番	伊藤信行君	6番	伊藤淳君
7番	伊藤由子君	8番	高橋聡輔君
9番	一條寛君	10番	三浦進君
11番	沼田雄哉君	12番	工藤清悦君
13番	米木正二君	14番	三浦英典君
15番	一條光君	16番	高橋源吉君
17番	味上庄一郎君	18番	三浦又英君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼課長	鈴木裕君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤肇君
町民課長	小川哲夫君

税 務 課 長	伊 藤 裕 君
特別徴収対策室長	藤 原 誠 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
農業振興対策室長	鈴 木 孝 君
森林整備対策室長	長 沼 哲 君
商工観光課長	日 野 俊 児 君
企業立地推進室長	今 野 伸 悦 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保健福祉課長	下 山 茂 君
子育て支援室長	佐 藤 敬 君
地域包括支援センター所長	渡 邊 光 彦 君
上下水道課長	田 中 正 志 君
小野田支所長	大 類 恭 一 君
宮崎支所長	早 坂 雄 幸 君
総務課長補佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教育総務課長	小 山 弘 君
生涯学習課長	猪 股 清 信 君
農業委員会事務局長	工 藤 義 則 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 鉄 郎 君
参 事	二 瓶 栄 悦 君
主 査	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 4号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決

定について)

- 第 3 議案第 3 号 加美町子育て応援出産祝金支給条例の制定について
- 第 4 議案第 4 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5 号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6 号 加美町社会教育委員設置条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8 号 加美町道路専用料等条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9 号 加美町公共物管理条例の一部改正について
- 第 10 議案第 10 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 11 議案第 11 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 12 議案第 12 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 13 議案第 13 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 14 議案第 14 号 加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更について
- 第 15 議案第 15 号 平成 25 年度加美町一般会計補正予算 (第 10 号)
- 第 16 議案第 16 号 平成 25 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 17 議案第 17 号 平成 25 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 18 議案第 18 号 平成 25 年度加美町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 19 議案第 19 号 平成 25 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 20 議案第 20 号 平成 25 年度加美町霊園事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 21 議案第 21 号 平成 25 年度加美町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 22 議案第 22 号 平成 25 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 第23 議案第23号 平成25年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第24号 平成26年度加美町一般会計予算
- 第25 議案第25号 平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第26 議案第26号 平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第27号 平成26年度加美町介護保険特別会計予算
- 第28 議案第28号 平成26年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第29 議案第29号 平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第30 議案第30号 平成26年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第31 議案第31号 平成26年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第32 議案第32号 平成26年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第33 議案第33号 平成26年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第34 議案第34号 平成26年度加美町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで

午前10時00分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、18番三浦又英君、19番佐藤善一君を指名いたします。

日程第2 報告第4号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（下山孝雄君） 日程第2、報告第4号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の報告を求めます。

町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成25年12月20日午後9時40分ごろ、加美町住民バス運行委託先の社員が運転する住民バスが加美町字久保85番地2付近の国道347号線において、進路変更のためバックで発信した際に後方確認を怠り、相手方車両の前方部に衝突、損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内においてその額を定めることから及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第4号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第3 議案第3号 加美町子育て応援出産祝金支給条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、議案第3号加美町子育て応援出産祝金支給条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第3号加美町子育て応援出産祝金支給条例の制定についてご説明申し上げます。

施政方針で申しあげました子ども・子育て応援社会の実現に向け、安心して子供を産み育て、次世代を担う子供たちの健やかな成長を支えることができる環境づくりを進め、子育て世帯、地域の子育てを応援する施策を展開し、急速に進む少子化対策に取り組んでまいります。

本案件は、子育て世帯の応援施策としまして、これまで第3子以降のお子さんを出産したときに支給しておりました出産祝金を第1子の出産からに拡充し、お子さんの出産をお祝いするとともに子育て世帯の経済的支援を図るものでございます。

第1子と第2子にそれぞれ2万円を、第3子以降はこれまでと同じ10万円を祝金として地域の商品券と一部現金で支給するものでございます。地域の商品券で支給することにより地域の商店街への循環にもつなげていくものであります。

制度に拡充に伴いまして、現行の加美町出産祝金支給条例を附則で廃止し、加美町子育て応援出産祝金支給条例として新たに制定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 商品券で出産祝金を支給するとあるんですが、商品券は旧町単位で異なるかと思うんですが、いただいた人にとっては何に使おうと自由なんだと思うんですけども、いただいた側にとってみれば、子供に関連したものを何とかして買おうと努力するかと思うんですけども、そういったものが各地区ごとに買える状況にあるのかということについては、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、この施策、大きく見れば、善意と資源とお金の循環する社会を構

築するという大きな命題がございます。ですから、これから子育て支援策についても単に子育て支援というだけではなく、大きなそのような社会を構築するための視点というものが私は重要だと思っております。各地区によってスタンプ会、加盟店の数が異なっているのは前回の全協のときに説明したとおりであります。必ずしもその地域で必要とするものが手に入らないかもしれません。しかし、このお金で全てその子供に必要なものを買うというわけではないし、それだけの金額でもありませんので、例えばみんなでお祝いをするとか、そうしましたらお魚屋さんとか酒屋さんとか、そういったところはどこにでもあるわけですし、あるいは衣料品店もどの地区にもありますので、私は十分使っていただけたと思いますし、さらにこのことをきっかけに各商店街でそういった品ぞろえを少しふやしていただく、個店ですね、ふやしていただくとか、それから前回の全協で申し上げたように、これを機に、10年間なかなか3地区のスタンプ会の統合というものが進んでこなかったわけですけれども、ぜひ統合に向けてもお話し合いをし、早い時点で統合するようなきっかけにもなればというふうに思っております。ご理解のほどお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑。18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） これに関連することではありますが、この祝金支給ということに、町長も町のホームページを新たにしておくということで大いに多分宣伝をされると思いますが、そのことによりまして転入される方が多くなることを私は期待申し上げるものでございます。その中におきまして、平成27年度からスタートします子ども・子育て支援新制度についても、これを加味すると思いますが、このことによって保育所等を含めた待機についての解消策を考えておられるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答え申し上げます。

今お話のありました子ども・子育て新制度、平成27年4月施行に向けまして平成26年度に準備を進めてまいりたいと思っております。その新制度の中では、保育・教育の質と量の拡充ということがうたわれております。その中におきまして、今の新制度の方向性を見ますと、保育に係る質の面から言います、例えば1歳児が今6人に1人ということですが、それを5人に1人という形で保育士の対象人数をもう少し充実していきましょうということが考えられているようでございます。今の方向性でございます、まだ確定ではございませんけれども。そういった形で、あと施設の整備というものも、待機が多ければ施設の整備的なものも制度の中で考えられているようでございます。

加美町におきましては、現在待機という形になりますと0歳を中心にして今年度も10人程度ございました。0歳児部分が最近要望として多くなっておりますので、新制度に向けまして、あと対象人数的なもの、あとはアンケートの中でも保護者の就労の関係と保育サービスについての要望等もアンケートの中で設問としてありますので、そういった点も考慮しながら、なるべく待機児童の解消に向けた形で努力をしていきたいと思っております、また先日の一般質問でもありましたが、小規模保育等の事業も出てまいりますので、そういった部分も加味しながら、待機児童になるべくならないような形に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） ぜひ、待機児童がないようにお努めいただきたいと思っております。

さらに、子供たちと先生の数、5人に1人という話を受けたと思うんですが、その辺についての新しい出産祝金支給制度、さらには子育て新制度スタートに当たりまして、保育士とか保母さん、その方々を増員する予定があるのかどうかお聞きします。町長、よろしくお願ひします。

○町長（猪股洋文君） 現在も保育士を募集しております。なかなか保育士さん集まらないという状況がありますが、なお一層保育士の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、先ほど室長から話がありましたように、民間の力ということも非常に重要になってまいりますので、6人から19人規模の小規模保育事業、こういった民間の力もお借りしながら、待機児童が出ないように対応してまいりたいと考えております。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 第1子、第2子2万円ということですがけれども、もう少し奮発できなかつたのかと思うんですけれども。5万円とかということ。その辺、町長、どうなんですか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） いろいろと検討させていただきました。全体の予算の枠もありますので、そういった中で最大限どこまで支援できるかということで、他の市町村の状況なども見ながら検討いたしました。気持ちとしては第1子から5万円でも10万円でもさせていただきたいという思いがありますけれども、今回は全体の予算枠の中で、そして近隣の状況なども勘案しながら2万円ということで提案させていただいておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 応援という部分では、2万円では応援にならないのではないかと私は思うんですけども。町長、近隣市町村ということなんですけれども、やっぱり加美町独自性のまちづくりをするなら近隣とか言わないで、思い切って第1子から5万円というような金額にはならないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 近隣と言いますのは近隣よりは見劣りしないようにということでありまして、実は第1子から出しているところというのは本当に数えるぐらい、3つか4つぐらいの自治体だと思いますけれども。ですから、今回はこのことに加えて医療費の拡充とかですね。これだけ見たら大したことはない、余りインパクトはないのではないかと、応援というふうに感じられないのではないかとお思いになるかもしれませんが、そのほかのことも含めて一つのパッケージとして町は子供たち、あるいは子育て世帯を応援しているよというふうな思いをぜひ示していきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ほかに。16番高橋源吉君。

○16番（高橋源吉君） 今回第1子、第2子にも2万円ずつということで、これはこれまで以上に拡充されたなと思うんですけども、第3子に関しては、これまで現金で10万円と。今回からは現金5万円、それから商品券5万円ということでありましてけれども、使い勝手から言えば、地区によってはこれまでの条例よりも中身としては決してよくなっていない、使い勝手が悪いということは感じます。ということで、今回第1子、第2子にも出すということで決して反対だということではございませんけれども、今後、お祝金のいただく方のご意見などもよく聞きながら、今後変更すべきところは変更すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今回これ商品券でお渡しするというのは初の試みであります。今後、当然皆さんのご意見も聞きながら、使い勝手のよいものにしていくというふうな検討は続けてまいります。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町子育て応援出産祝金支給条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第3号加美町子育て応援出産祝金支給条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第4号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第4、議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、加美郡介護認定審査会及び加美郡障害程度区分認定審査会の報酬の改正についてでございますが、審査会における審査件数が年々増加しており、県内の審査会の報酬状況と比較すると審査件数に対しての報酬額は低い状況にあるため、県内の平均額に近い金額に報酬を引き上げる改正を行うものであります。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、加美郡障害程度区分認定審査会の名称を「加美郡障害支援区分認定審査会」に改めるものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第5号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

- 議長（下山孝雄君） 日程第5、議案第5号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第5号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、管理監督の地位にある職員に管理職手当が支給されていますが、県内の他の自治体と比較した場合、支給額が低い状況になっております。このため、管理職の職責に見合った管理職手当とするため、また職員の昇任意欲の向上を図るため管理職手当の改定の必要性が高いものと考え、県内の他の町村と同程度になるよう管理職手当の限度額及び支給額の引き上げを行うための条例改正を行うものであります。

管理職手当を引き上げ改正するに当たり、加美町職員の給与に関する条例第9条第2項において最高号俸の給与月額100分の10を超えてはならないとなっていることから、「100分の10」を「100分の25」に改正するものであります。なお、100分の25につきましては、国及び宮城県も同じ率になっており、県内の自治体のほとんどが100分の25と規定しております。

また、現行の管理職手当の支給額は6級及び5級でそれぞれ一律となっておりますが、職務の複雑、困難及び責任の程度により、それぞれ3区分にしたいと考えております。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番工藤清悦君。

- 12番（工藤清悦君） お伺いをしたいと思います。大変おしよすい話なんですけれども、職員

の方の給与の例規集を見ますと級と号俸とあるんですけども、ほとんど町民の方々というのはこのシステムというのはなかなかわかっていないのではないかと思うんですけども、改めてこの体系といいますかシステムというものをご説明いただければと思います。

ここで質問しないと広報にも書けないという部分がありますので、ひとつよろしくお願いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

加美町の場合は1級から6級制をとってございます。なお、国のほうは10級制となっております。

それから、1級、2級につきましては、それぞれ主事、それから技師も含めまして、なっております。済みません、2級、1級が主事それから技師になっております。それから、3級になりますと、係長それから主任クラスの位置づけになってございます。それから、4級につきましては、補佐それから次長級の号俸になってございます。それから、5級、6級につきましては、専門監並びに参事それから課長級の号俸ということになってございます。区分けにつきましては、そういった区分けになってございます。以上でございます。（「号俸」の声あり）号俸につきましては、それぞれ条例で規定されておまして、4つの号俸に分かれてございまして、最高号俸がそれぞれ決まっております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） ありがとうございます。

1級から6級まであるんですけども、1級から6級を目指すためには、どういうシステムになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 済みません、お答えさせていただきます。

1級から2級への昇格につきましては、高卒、初級採用の場合は9年以上となっております。それから、短期大学関係につきましては7年、それから大卒級につきましては5年以上の者が該当となるということでございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。

ほかにございませんか。15番一條 光君。

○15番（一條 光君） 今回の改定で予算的にはどのくらい上積みが必要となってくるのか。

それから、ラスパイレス指数というのがありますけれども、これに与える影響、どんなふう

に変わってくるのか伺います。

それから、対象となる管理職、何名いるのか、これについても伺います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

今回の改正に伴いまして、予算としては月額37万5,500円、年額にしますと450万6,000円という金額が増額となります。管理職全体といたしまして20%ぐらいの増額となります。

それから、ラスパイレスへの影響ということでございますが、これに伴ってのラスへの影響はございません。

それから、人数なんですけれども、今回該当者といたしましては、6級者11名です。それから、5級14名。合わせて25名の該当となるということでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 光君。

○15番（一條 光君） ラスパイレス指数への影響がないということ、理解できないんですけれども。これは算定するときに勘案しないという捉え方でいいのか。

それから、管理職25名とありますけれども、議場におられる方々という捉え方でいいんですか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 最初に、議場にいる方が対象という形になります。

それから、ラスパイレスにつきましては本俸に係るものですので、それらの手当関係につきましてもは該当になりません。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第5号加美町職員の給与に関

する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第6号 加美町社会教育委員設置条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第6号加美町社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第6号加美町社会教育委員設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法により、社会教育法の社会教育委員の委嘱の基準が改正されましたので、関係条例を整理するものであります。

現在の委嘱基準は、学校教育の関係者、社会教育の関係者、そして学識経験者の3つの要素から委嘱させていただいておりますが、家庭教育に関する学習機会の充実のため、「その関係者として家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） まず、法律改正に伴ってということではわかるんですけども、現在の配分されている学校関係、あと社会教育、それと学識経験者との関係で、その上の項目に、第2条の第1項に定数は18とするということで、比率配分が変わることになると思いますが、その辺はどのようになるのかが1点と、もう1点、近隣市町村に比べると人数が多いのではないかと私は思っているんですが、その辺を整理するお考えはないか。その2点お願いします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

まずもって、1点目の家庭教育の向上に資する活動を行う者を入れることにより配分枠がふえるのではないかと、いわゆる定数がふえるのではないかとということでございますが、定数18名には変わりございません。（「いや、比率は変わるのでは」の声あり）失礼しました。関係者

の枠については、人数は特に定めてはございません。トータルで定数18人という枠で委嘱させていただいております。ですから、現在の枠で言いますと、学校関係者につきましても2名、社会教育関係者につきましても、社会教育、社会体育合わせまして12名、学識経験者2名の16名を現在委嘱しております。今のところ2名の枠はあいております。

それから、近隣よりも人数が多いのではないかとということでございますが、大崎の連絡協議会でお集まりになった人数を見ますと、確かに加美町の数が多いと思います。ですけれども、これについては、委員さん、それから皆さん方でちょっと検討して、どの人数がいいものかはちょっと私どものほうでは特に判断できませんので、いろいろな意見をいただいて検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） そうすると、18の枠の中で基本的には4部門といいますか、それを調整するということがよろしいわけですね。

それと、先ほど人数については委員会ということで、それはまた別途、そういった話があれば検討するということがよろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

まずもって、定数18の中かということで、そのとおりでございます。

それから、定数、人数についても、おっしゃるとおりにしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 6番伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 今回のこの提案は上からの法整備に伴う改正ということで、1文、家庭教育の向上に資する活動を行う者という項目が加わったわけなんですけれども、これ具体的にどのような方を指しているのかということ想定なさっているか、まずその点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えします。

一応「活動する者」ということでございまして、私どもの想定としましては、児童クラブ、子供教室で積極的に活動し、町全体にご意見を発信してくださる方というふうにつまえております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） そういった選考の枠が広まったというような捉え方でいいのかと思うんですけども、現行の選任の方法、先ほど学校2名、社会教育関係12名、学識経験者2名ということでご説明がありましたけれども、現行の選任の方法に関してはどのような形で今なさっておられますか。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 所属団体に対して推薦のお願いをしておりますが、その所属団体を決める中身につきましては、ちょっと資料を持っておりませんので、ちょっとお答えできません。今のところは各小学校の校長会とか子供会育成連合会、PTA連合会、婦人会、そして体協、スポ小、文化協会、そういうそれぞれの社会教育関係団体に対して何人ほど推薦してほしいというお願いをして現在の委員を委嘱しているところでございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 今思い起こせば、私も今から30数年前に合併以前の町で何らかの充て職で、この社会教育委員という委員を拝命した経緯があったんですが、自分の経験からして、今は時代が変わっていますし状況も変わっていると思うんですけどもけれども、委員会そのものが「笛吹けど踊らず」というか、会議は招集するのでありますけれども、事業の1年間の報告に終始しているというようなことが何年にもわたって行われてきたような感じがしておるんですけども。今回のこの改正によって、もっと活発な、それこそ意見を具申して、答申して、それが形になり、事後の報告のみに終始する委員会ではなくなることになろうかというような期待といたしますか、現行そんなことないよと言われればそれまでのことなんですけれども、そこら辺のスイッチの入れ方に関して課長のそれこそ意気込みをまた聞かせていただければ。よろしく申し上げます。あと教育長ですか、この担当する。ぜひ、関連しますのでお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 社会教育委員会そのものが形骸化している傾向があるのではないかと、いうふうなご意見だと思いますが、これについては、全てが形骸化しているとか、パーフェクトに機能を果たしているというふうなことまでは言えませんが、やはり年に3回の社会教育委員会ということで、3つの分科会に分かれての協議等でさまざまなご意見、そしてまた次の事業への方向性とか、これを非常にいただいているということ、これは間違いないと思っております。

また、今度新しく家庭教育という枠、これもありますので、実際に活動している、第一線で

活躍している、携わっているという方が入ることで、さらに社会教育委員会が機能するというふうなことを目指していきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、意気込みをお答えさせていただきます。

平成24年度から私も担当いたしました、この社会教育委員会に同席させていただいて、その活動を見させていただいております。ただいま教育長がお答えしたとおり、3つの分科会に分かれ、それぞれがその専門となります事業に対してご意見を頂戴しているところでございます。年に3回ということでもありましたけれども、私が来てからは生涯学習施設を見学といいますか見回りをしていただいたり、そのために報酬の額の補正予算を頂戴したり、活動をしていると私は認識しておりますので、今回の条例改正に伴いまして、ますますの活動が期待できるものと確信しております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 今意気込みを伺ったところなんです、お願いがあります。社会教育の中で特にスポーツ関係の委員会、分科会の中の1つに、例えば食育の方面とか、あと健康福祉の方面から、ぜひ申し入れをしたいとか一緒に話したいという意見がいつも出るんですが、それを文書で伝えるだけではなかなか皆さんに伝わっていないのではないかなというふうな感じをずっと抱いております。というのは、例えばスポーツ関係で社会体育を担当している人たちに、せめて子供たちに休みを少し、町の行事のときには社会体育の活動を減らしてもらいたいとか、あるいはスポーツドリンクをきちんと考えてもらいたいとか、あとは成長期に応じた指導をお願いしたいとか、いろいろな意見が出るんですが、それを伝える機会がなかなか持たない。そういった面で、横の連携をしていくということも考えていただけたらと思います。これはお願いです。そういった機会をぜひつくっていただけたらと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

ただいまの食育に関しての申し出、いわゆる相談に関しましては、聞く耳は持っておりますので、そういう話をぜひ出していただいて、私もちょっと初めて聞いたと言っては失礼かもわかりませんが、食育に関しては私どもの職員も一応会議には出ておりますけれども、そういう話を改めて出していただければ助かります。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

ただいま伊藤議員さんから食育や健康づくりとスポーツとの連携というようなお話がございましたので。保健福祉サイドのほうからも町の体育協会とタイアップしまして、去年、おとしと2年間、健康づくりとスポーツ講演会をタイアップして行っております。そういった中で食育に関する、例えば献立とかですね、こういったものがバランスよく食べられるというようなものを展示したりパネルで紹介したりということで、スポーツ少年団との連携も、今連携が始まりつつあるところでございます。これからも、当然スポーツをする上で保護者の方々の食育とか健康のバランス、そういったものも当然とっていただくことが成績にもつながっていくと思いますので、今以上に連携を深めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。2番早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 今回ちょっと早目の沈黙を破って質問させていただきます。

現在の社会教育委員の任期がいつまでなのかちょっとわからない中での質問になりますけれども、所属団体から推薦をお願いしているということだったんですけれども、今度加わった家庭教育向上に資する活動ということで、そこから自動的に2名を推薦いただくのか、枠全体を見直すのかということについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えします。

まずもって、18名の枠はまず動かさないということと、それから現在その中で16名を委嘱しているということでございます。委嘱期間は平成25年7月1日から2年間ということで、昨年の7月に改めて16名をお願いしたところでございますので、まずとりあえず2名の枠はあるということでございます。

それから、新しい家庭教育の向上に資する活動を行う者ということでございますが、直接どういう団体からということになりますと、先ほど児童クラブとか子供教室とかお話ししましたが、ちょっとその点をこれから検討してまいりたいということになります。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 現職の社会教育委員であります。本当は、町長、この部分に関しては一般質問でやるくらいのごく深い部分がありましてね。というのは、町の抱えている課題を解決する組織の方々もいっぱい入っているわけです。もう一つは、まちづくりという部分で町民との協働の部分で、すごく深い部分も、ここに所属されている方々、代表者の団体というのはあると思うんですけれども。ただ、そういった中で、町の制度といいますか、要するにスポ小とか体育協会、これは事務局を独立して教育委員会から離れて自立して活動しようという

部分も入ってしまっていて、町の施策のいかんにもかかわってきている委員の方々が集まっているわけですね。

先ほど6番議員から形骸化しているのではないかということもあったんですけども、形骸化はしていないと思うんですけども、委員会の使い回しといいますかね。というのは、3回で集まって、ああだ、こうだというのは難しく、それも全体でやりましょうというのは難しい場合があって、3つの部会があるんですけども、分科会で以前に集まって下調べをして全体会議に持っていくという手法をとっていかないと、なかなか意見集約ができないという部分もあったんです。そして、かつては、これは費用弁償が発生する委員会ですので、分科会をやるということになるとまた費用弁償が発生するんですけども、ただ費用弁償がなくてもやっている部会もあるわけですね。ですから、非常に重要な部分もあると思いますので、使い回しというか、機能を発揮するような下支えというものを財政でも考えていただければ、もっともっと有機的な活動ができるんじゃないかなというふうには思っています。生涯学習課長とか教育委員会サイドでは、なかなかその部分まで財政にお話しできない部分もあると思いますので、その辺を斟酌していただきながら、この社会教育委員会の機能を高めるようにひとつお願いしたいと思っておりますけれども、その辺について一言お願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 各団体から町を支えていただいている方々が代表として委員になっていただいておりますので、大変重要な会だと思っております。今後、教育長ともこのことについては話をさせていただきまして、どういった形で今以上にこの委員会が機能を果たしていくことができるか検討させていただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 15番一條 光君。

○15番（一條 光君） 議員の中にも社会教育委員に就任されているということを初めて知りました。

今回の改正は、人選をより広くする、範疇を広げるという意味においては、望ましいことだと思います。ただ、こういった活躍をされていること自体、なかなか知り得ていないのではないかと思います。せっかくこの機会ですから、今就任されている方々といいますか、ご活躍いただいている方々、披瀝をいただければと思います、今。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） それでは、現在の社会教育委員の名簿からご紹介いたします。

小学校の校長会を代表しまして小野寺さん。済みません、小野田中学校の校長さん。済みま

せん。加美町小・中学校校長会から小野寺校長先生。加美町子供会育成連合会から木村哲夫さん。加美町PTA連合会から鎌田裕充さん。加美町婦人会から千葉房子さん。男女共同参画推進委員会から伊藤孝子さん。加美町体育協会から2名でございまして、松本 憲さんと近藤義次さん。加美町スポーツ推進委員会から小山節美さん。NPOジョナスから工藤清悦さん。加美町スポーツ少年団から2名でございまして、菅原博志さんと三嶋幸夫さん。宮崎地区文化協会から沼田雄哉さん。中新田地区文化協会から猪股勝治さん。小野田地区文化協会から小山五月郎さん。バツハホール音楽協会から佐澤史朗さん。加美町文化財保護審議会から渡邊 哲さん。以上、16名でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町社会教育委員設置条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第6号加美町社会教育委員設置条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時10分まで。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第7号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正
について

○議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第7号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第7号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、施政方針で申しあげました子ども・子育て応援社会の実現のため、子育て世帯の応援施策としまして乳幼児及び児童医療費の無料化を拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減と適正な医療機会の確保をさらに進めるため条例を改正するものであります。

これまでも医療費の助成対象年齢の拡大に取り組み、平成24年度からは中学生までとしておりましたが、さらに平成26年4月1日からこれを18歳に達する日以降の最初の年度末までに拡大するものであります。名称につきましても、「乳幼児及び児童医療費」から「子ども医療費」に改正するものであります。なお、条例改正により新たに対象拡大となります18歳までの人数は651人で、平成26年度当初予算における医療費助成金額の増額分は910万円ほどを見込んでおります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第7号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第8号 加美町道路占用料等条例の一部改正について

日程第9 議案第9号 加美町公共物管理条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） お諮りいたします。日程第8、議案第8号加美町道路占用料等条例の一部改正について、日程第9、議案第9号加美町公共物管理条例の一部改正について、以上2件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、日程第8、議案第8号及び日程第9、議案第9号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第8号加美町道路占用料等条例の一部改正について及び議案第9号加美町公共物管理条例の一部改正については関連しておりますので一括してご説明申し上げます。

議案第8号につきましては、国が定めております占用料の額は、占用料の額の算定の基礎となる民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準等を反映した適切なものとするため適宜見直しが行われており、また今回市町村の所在地区分が現行の3区分から5区分に見直しが行われ、平成26年4月から改定されることになりました。そこで、道路占用料の徴収を定めています道路法第39条第2項において町道などの道路管理者が定めている条例の占用料の金額は国が政令で定める基準の範囲を超えてはならないとありますことから、道路占用料等条例の改正が必要となったものであります。

また、関連します議案第9号につきましては、道路法や河川法の規制が外れております旧法定外の区域における占用料を定めておりますことから、同様の理由により改正を行うものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町道路占用料等条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第8号加美町道路占用料等条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号加美町公共物管理条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第9号加美町公共物管理条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第10号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（下山孝雄君） 日程第10、議案第10号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第10号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案件は、平成25年6月17日午前9時27分ごろ、加美町住民バス運行委託先の社員が運転する住民バスが加美町宮崎字屋敷七番20番地2付近の町道交差点において、一時停止後に交差点に進入したところ、前方左側より交差点に進入してきた相手方車両と交差点内で衝突し、人身損害及び相手方車両に損害を与えたことに対しまして、過失割合が町80%、相手方20%により損害額が決定したものであります。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。13番米木正二君。

○13番（米木正二君） 報告第4号の専決処分でもちよっと質問したかったのでありますけれども、非常に事故が多いように思われます。今年度になってからも大分多いような感じがしますけれども、まず今年度の事故件数、何件あったのか。

それから、住民バス、委託をしているバスの事故ということで、専決処分も同様でありますけれども、委託先の会社に対する指導、それから町有車両の事故もあるわけでありましてけれども、町長、どのような指導をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、住民バスの事故も多く発生しております。この5年間で13件という住民バスだけの事故件数であります。

今回の事故を受けまして、委託事業者に対しましてシートベルトの着用の徹底、それから安全運転の励行について、再度指導、監督を強化していただくように文書で要請をしたところがあります。

今後も住民の足として安全・安心な運行に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

今年度の事故件数並びに前年度等、データを今持っていないので、後刻報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 町あるいは委託先の町所有の車両があると思いますけれども、そういう車両に対しての事故率というか、そういったものがどのぐらいになっているのか、その辺も知りたいと思いますし、今、委託先に対して文書でいろいろ指導しているということでありましてけれども、私は文書じゃなくて雇用主を呼んで口頭でも指導すべきだなと思いますけれども、その辺についてお願いいたしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

3月の末に事業者9社の代表者の方にお集まりいただいて会議をいたしますので、その席上でも運転者に対する指導それから監督について再度要請をしたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 特に住民バス、町民の方々も乗車しているわけでありまして、非常にそういった点では町民の方々も不安を持つことも多分多いだろうと思います。そうしたことで、一つには、雇用主の方々、ドライバーさんを集めるために無理して集めているんじゃないかと。運転適正というもの、やっぱりこの辺も考慮して、雇用主も慎重に雇用してもらいたいと思

ますけれども、その辺どうでしょうか。最後に町長も答弁をお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり、住民バス、住民の足として定着しておる交通体系であります。何よりも住民の信頼を得ることが大事ですし、もちろんそのためには安全運転の励行ということが欠かせないわけでありまして。3月末に会議がありますので、その席上、今議員がおっしゃったようなことも含めて、安全を最優先に今後とも運行していただけるように強くお願いをしていきたいと思っております。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 済みません、事故件数、今年度、平成25年度なんですけれども、15件。これいろいろと、職員並びに除雪等も全て含めてのデータでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。

ほかにございませんか。5番伊藤信行君。

○5番（伊藤信行君） 事故の減少、提案ですけれども、事故の減少というあれで、今バスが3地区ですか、バスがあるのは、住民バスね、そのバスの色がまちまちなわけですね、カラーがね。そういうわけで、バスのカラーを少し、これが町民バスのカラーかなというような斬新、斬新まではいかなくても、そういうような色。よその町のバスなんかは統一されたバスが走っているものですから、ああいうような、すぐ住民バスとわかるような色にしてみてもいいかなものかなと。昔私が勤めていた会社でも事故が多くて、車の事故が多くて、会社の車の色を少し派手な色にしたら事故が減少したというような例もありますので、その辺もちょっとお考えになってみてはいかがかと思うんですけれども。ちょっと町長、どうですか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

バスの色を統一してはというご提案であります。現在、路線バス2台、走っております。それからデマンドバスが8台ということでありましてけれども、その路線バスについては来年度1台について更新しますので、リースですけれども、その際に、今加美町の色は緑でありますので、その色に2台とも統一したいと考えております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○5番（伊藤信行君） 今町のカラーにしているんですけれども、町のカラーは若葉色ですか。ですから、ちょっとあれでは目立たないんですよ。ぱっと見てわかるような。消防車ほどに

はしなくてもね。少し派手な色に。私は派手なのが好きなほうだからだけれども。そのような色に考えてみてはいかがなものかなと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） ご指摘の点については検討させていただきます。

○議長（下山孝雄君） 17番味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 先ほど13番議員の質問で企画財政課長がお答えになっていましたけれども、3月末に業者を集めて会議をする、その際に注意したいということでしたが、現在も走っているわけですから、そのことの注意については、指導については、直ちに行うべきではないかと思うんですが、町長、いかが思いますか。企画財政課長でもよろしいんですが。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

先ほども答弁いたしましたように、9月の事故後に文書で、事故に対して今後の指導監督の強化についての要請をしております。今回3月にある会議については、来年度の住民バスの運行についての会議ということで、その席上、再度ということで答弁を申し上げました。その間にもう一度ということのご質問だと思いますけれども、それについては文書になるかどうか、あと10日ほどでその会議がありますので、そういったことで会議でと先ほどは答弁させていただきました。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 9月に文書で指導をしてから、また12月に事故が起きているわけですね。そういうことを考慮すれば、直ちに行うべきではないかと思いますが、いろいろ業者との都合もあると思うんですけれども、また再度集まる前に文書でもう一度指導するというのも必要ではないかと思うんですけれども、今後検討いただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） それは再度文書で注意喚起をさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長です。

先ほどの米木議員の事故率について答弁漏れがございました。町の所有台数、今240台ございます。それから換算しますと、事故件数15件ということですので、約6%という数字にはなるかなと思いますけれども、この数字が適切かどうかわかりませんが、そういった状況でございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 15番一條 光君。

○15番（一條 光君） 13番の米木議員の発言に全く同感ございまして、今回の議案一つを例にとりまして、町の取り組む姿勢というのは甘いというふうに思います。といいますのは、先ほどの報告事項は、過失度合い、運転手側が100%、この議案は80%だということにもかかわらず、相手方の名前を出して、加害者側といいますか過失のあるほうが名前を伏せられているということ自体おかしいなと私は思います。名前を出して、所属会社をきちんと出すことによって、ある意味、牽制も働きますし、緊張感も出てくるんだろーと思いますけれども。この運転手と運転手を派遣している会社名、お知らせいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

会社名のみにさせていただいて構わないでしょうか。（「2つお願いしたの、今」の声あり）では、総務課長のほうから。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 運行会社につきましては株式会社陶芸の里宮崎振興公社になります。

○議長（下山孝雄君） 一條 光君。

○15番（一條 光君） 経済的な負担を町が車を所有しているということで一方的に負う形になっていますけれども、やはり何らかの形で派遣会社にも責任を負っていただけるような方法論があるかどうか検討していかなければならないのではないかと。そのことが、より強い責任を持ってもらう、あるいはいい状態で運転手を派遣するということにもつながっていくのではないかと思いますので、この可能性について考えられるかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

今回、町有車両の事故につきましては、その委託会社も含めまして町の損害賠償保険で対応しておりまして、議員さんおっしゃるとおり、委託先の方については損害は発生しないという形になっております。相手方につきましては物損並びに保険も人身ですので、委託会社、保険会社なんですけれども、それぞれ対応していただいて示談を進めて解決したということでございます。運行委託会社につきましては、今言ったとおり何も損害等はないんですけれども、ただ今回、そういったところで町の保険を対応している以上は何らかの罰則的なものは必要になるのではないかと感じております。当初は民間の保険のほうに入っていたんですけ

れども、今町の共済のほうに入っております、そういったところは今後必要になるというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 光君。

○15番（一條 光君） 理解できました。この手の事故等の議案がたびたび出てくるのでありますけれども、主に町の職員が関係したものが出てまいります。そういったときにも名前を伏せておくのがいかにも優しさといえますか、身内に配慮といえますか、そういったふうにとっておられるつもりなんでしょうけれども、私はそうではないだろうと思います。やはり議会としては、それにお墨つきを与える、議案を通す意味において、一体どういった部署の方が起こすのか、複数回数やっているのか、あるいは極度にその方にのみ疲労がたまるような職務分掌になっていないとか、そういった判断をしなければならないようなときに名前を伏せておくというのは、やはり片手落ちの提案になってくるのではないかと思います。

以前、旧小野田地区においては双方、何の不思議もなく当然両方出していただいて、議会の中にかけていただいておりましたので、やはりそういう見地から、そういう方向に改めていただければなと思いますけれども、町長の見解をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

職員の事故等につきましては、懲戒等の処分の審査会の委員長という立場にもありますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

職員の事故があった場合は、文書注意、口頭注意等の処分を行っております。今議員さんのご指摘の、加害者といえますか、損害を大きく与えたほうの職員の名前も出すべきであるというのは、合併当時、一條議員さんからこの議会でご発言があったことだと記憶しております。そのことについて、このように事故が多い中で、それを牽制する、あるいはそれを抑止する、また緊張感を持つ等の、そういう一面からも名前を出すべきではないかということについて検討させていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第10号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第11号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第12 議案第12号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第13 議案第13号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（下山孝雄君） お諮りいたします。日程第11、議案第11号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、日程第12、議案第12号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、日程第13、議案第13号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、以上3件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、日程第11、議案第11号、日程第12、議案第12号及び日程第13、議案第13号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第11号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第12号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第13号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、関連しますので一括してご説明申し上げます。

本案件は、それぞれの規約で規定する構成団体のうち、塩釜地区環境組合が平成26年3月31日限りで脱退することに伴い、規約の変更を行うものであります。

一部事務組合の規約の変更については地方自治法第286条第1項の規定により、機関等の共同設置の規約の変更については同法第252条の7第2項の規定により、それぞれの関係地方自治体の協議によりこれを定めることとされ、同法第290条及び第252条の2第3項の規定により、その協議については議会の議決を経ることとされていることから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第11号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第12号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公

共同体の数の減少及び規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第13号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第14号 加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更について

- 議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第14号加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第14号加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、色麻町と共同設置している加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約について、根拠法令であります障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正されることに伴いまして、規約の変更を行うものであります。

機関等の共同設置に関する規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされ、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により、その協議については議会の議決を経ることとされておりますことから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番木村哲夫君。

- 1番（木村哲夫君） 議案書を見ますと、名称が変わったというふうに最初捉えたんですが、法律の概要というのをちょっと見てみますと、障害支援区分への名称及び定義の改正ということになっているようで、若干名前だけが変わるのではなくて、その趣旨とか内容も障害者に対する支援として重度訪問介護の対象拡大とか共同生活介護、いわゆるケアホームの共同生活支援、グループホームへの一元化とか、さらに地域移行支援の対象拡大というふうにあるんです

が、わかる範囲で結構なんですけど、その内容を説明いただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

今木村議員からお話ありましたとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法と一般的に言われています、この法律につきましては、今年の4月1日から施行されております。ただ、その中で経過措置がございまして、今回、今お話のあった3点、重度の訪問介護の対象拡大とかケアホームとグループホームを一元化する、そういったものをすぐ平成24年の4月からスタートできないということで1年間経過措置が盛り込まれました。そういったこととございまして。

それから、障害程度区分を障害支援区分に変更にした理由とございまして、区分が支援に変わった理由とございまして、障害者の考え方とございまして、今年の4月からは障害者の中に難病の方々も含まれるようになりました。そういったことで、身体とか知的、精神のほかにもそういった方々、難病も含めて、障害の多様な特性、そういった方々の心身の状態に応じて必要な支援をしていく必要があるということで、障害程度区分を障害支援区分に改めたというように経緯とございまして、これがことしの4月から施行されるということになりましたので、規約のほうも改正させていただくこととなります。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 平成26年4月1日から施行ということで、まだまだ準備段階かと思われるんですが、障害者支援法の中に障害を抱えた当事者を入れた会を持つというか、そういった機会を設けるようにというのがあったかと思うんですが、そういった方向性については、どういったふうに準備が進んでいるのでしょうか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

施行が平成26年ということで、来月ですね、来月4月からこの部分が施行されるということとございまして。

それから、障害者の方々についても、虐待とかいろいろなことが問題になっています。これは高齢者に限らずとございまして、そういった虐待防止のための連絡協議会、それから障害者の方々がスムーズにいろいろなサービスを受けることができるように、町と近隣の自治体、それからサービスを提供する事業所、そういった方々の連絡協議会等も設置しているところとございまして、さらに加美町においては町独自に町内の事業所と町とで、それに障害者の家族の

方々の代表の方にも入っていただいて協議会を開いて、障害者の方々がスムーズにサービスが受けられるような機関も設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 済みません、障害を抱えた当事者を入れた会議というか話し合いを持つという機会については、長年運動してきて、その意向を何としても入れたいということで頑張ってきた歴史的な経緯があるんですけども、それで障害当事者が何とか各自治体においても、どんな機会でもいいから、本人たちが入って意思決定にかかわるという機会を設けるといことが今回私にとってはすごく大きな法になったというふうに思っているんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長、お答えします。

まず、町のほうでは、そこまで実際障害を持たれた方々が一緒に参画するところまでの協議会とかそういった場までは、まだまだいっていない。今のところは家族の方々とまっているというような状況でございます。今後は、そういった実際障害を持たれた方々の声も聞く意味で、そういった協議会等に構成メンバーとして入れるように今後検討してまいりたいと思います。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第14号加美郡障害程度区分認定審査会の共同設置に関する規約の変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

昼食のため、1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第15号 平成25年度加美町一般会計補正予算（第10号）

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第15号平成25年度加美町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第15号平成25年度加美町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億4,339万4,000円を減額し歳入歳出それぞれ141億1,871万円とする補正予算と庁舎耐震改修整備事業など19件の繰越明許費の設定のほか、債務負担行為の追加7件、廃止1件、変更1件及び地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、地方交付税として普通交付税587万9,000円増、特別交付税5,606万2,000円増、国庫支出金として活力創出基盤整備交付金1,580万5,000円減、防災情報通信設備整備事業交付金940万8,000円増、県支出金として再生可能エネルギー等導入補助金2,077万9,000円減、緊急雇用創出事業臨時特例交付金3,086万1,000円減、財産収入として立木等売払収入1,107万6,000円増、諸収入として森林総合研究所造林事業受託金2,202万9,000円減、町債として町道整備事業債2,830万円減などであります。

歳出については、総務費では合併振興基金積立金923万7,000円増、太陽光発電設置工事1,851万2,000円減、民生費では国民健康保険事業特別会計繰出金2,012万9,000円減、児童手当1,341万5,000円減、衛生費では予防接種委託料947万円減、大崎地域広域行政事務組合負担金8,609万2,000円増、労働費では緊急雇用創出事業費3,116万1,000円減、農林水産事業費では強い農業づくり交付金1,900万円減、交流資源利活用推進基金積立金1,827万7,000円増、造林保育事業委託料1,305万5,000円減、土木費では町道新設改良舗装工事3,736万6,000円減、消防費では利用自粛牧草一時保管業務委託料3,527万8,000円減、農作物放射性物質吸収抑制技術対策事業補助金1,351万4,000円減、教育費では西小野田小学校給食調理施設改修工事128万4,000円

減、災害復旧費では町道災害復旧工事370万円減、公債費では地方債利子償還金1,800万円減などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 6ページの債務負担行為補正であります。3つの公社、平成26年度から30年度までの5年間、債務負担行為を設定しようというものでありますけれども、この3公社、近々統合を予定している中であつての債務負担行為補正をやるという理由をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長です。

この債務負担行為、これまでは前期5年間の指定管理をしていただいていたわけですが、そのときには長期継続契約ということで1年ずつの契約ということでしておいたわけですが、これが今回から新たに債務負担行為ということになればいけないということになりまして、今回5カ年間の分を債務負担行為ということで載せさせていただいたわけですが。

ちなみに金額でございますけれども、この債務負担行為の金額につきましては、各公社とも大体2%から3%分を増額して債務負担行為を起こしておりまして、今後さらなる消費税の値上げ、それから電気料の値上げ等々に考慮して設定したものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） それでは、本年度の支出額と当年度以降の支出予定額に関する調書のほうの説明をお願いいたします。

あわせて、今行革による3社統合をやっているわけですが、この金額が今2%の増ということですが、この5年間を通して指定管理料が安くなるものかどうか、ずっとこのまま2%増のままいくものかどうか、その辺もあわせてお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） これまでにつきましては、公社等の努力もありまして、わずかではございますが、指定管理料を減額しながら来たわけですが、今回電気料のまず増額分、それから消費税が5%から8%になったということから、その部分につき

まして平成25年度より増額させていただいております。

ちなみに、平成25年度当初の葉葉振興公社の指定管理料につきましては1億700万円でしたが、平成26年度につきましては1億2,550万円の指定管理料となりまして、増加分が電気料それから消費税の関係を合わせまして1,800万円程度になっております。あと、陶芸の里につきましては、平成25年度当初で2,750万円でしたが、平成26年度は3,030万円程度でございまして、増額分は280万円程度でございまして。あと、中新田振興公社につきましては、平成25年度当初につきましては1,357万円でしたが、平成26年度につきましては1,448万円ということで、増額分が90万9,000円ということになります。

今後とも公社につきましては努力をしていただいて、必ずしも今後指定管理料が増額になるということは見込んでおりませんので、この債務負担行為の金額そのものが全額5年間で消費されるというふうには思っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、3公社につきましては、統合に向けて検討しているわけですが、統合された時点でこの債務負担行為はまた改めて設定し直すということになるかと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（下山孝雄君） 19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） そもそも債務負担行為というのは将来の予算をも拘束させる例外的なものですよね。承知ですよ。これを複数年度にわたって契約するものを広く許容するということは、ほかのあらゆる事業がこれで整理されてしまう可能性もあると思ひます。今聞きますと大した行革にもならないような金額でありますし、もっと債務負担行為については厳格に考える必要があるのではないかと思ひます。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

葉葉の指定管理につきましては、5年前につきましては、当時は長期継続契約ということで単年度でやっていた。今回更新時期で5年間の指定管理ということですが、制度上、指定管理をする場合は債務負担をしなければならないという、そういうことあります。前はそういった規定を適用せずに、基本協定の中で単年度契約で更新してきたということですが、きちんとした制度の中で今回から債務負担を設定したということあります。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございまして。

佐藤議員のご質問は、債務負担を結んで、そして5年間の予算を保証しておいて統合ができ

るのかというご質問だと思います。統合する場合は、どの公社かに統合していくのではなくて、新設ということで考えておきまして、そのときは各公社と協議を行うことによって、それが可能になるというふうに考えております。以上です。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。

ほかに。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 会計管理者マスクしていますけれども、体調悪いんだったら別の課長さんをお願いしたいと思うんですけれども、財産収入の中で財産運用収入ありますけれども、運用益だろうなと思います。そういった中で、運用できる、主に基金だとは思いますが、その総額、また運用に関して有利な運用といいますか、その辺についてのお考え。

もう一つ、財産売却収入、立木ということだと思いますけれども、さっき町長が説明した金額と若干違うのかなと、私の勘違いかもしれないんですけれども、立木の金額。あと、どのぐらい売り払いしたものか、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（鈴木 裕君） 会計管理者、お答えします。

マスクしているのは予防のためで、体調ではございませんので。

財産収入の利子及び配当金で各種基金利子、補正させていただいております。それで、議員おっしゃるとおり、一般会計で言えば23の基金を持っておりまして、その各基金の利子ということで、運用につきましては、普通預金、定期預金、そしてあとは国債や町債、電力社債等の債券運用ということで運用をしております。その中で、皆さんご承知のように、現在銀行の預金利率、普通預金ですと年間0.02%、定期で0.025%と非常に低い利率になっております。そういった関係で、債券の運用ということで特に、基金全体で60億円ちょっとあるわけなんですけど、そのうち残高の多い財政調整基金、合併振興基金、庁舎整備基金、この3つの基金に関しては債券運用を多くやっております。それで、債券ですと5年もので0.2%ぐらいなんですけど、10年で現在ですと0.6%、20年ですと1.4%から1.5%ということで、基本、10年ものを中心に運用しているということで、あとその中で有利なときに売却もやるということでこのような利子収入を上げているという状況です。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長、お願いします。

○森林整備対策室長（長沼 哲君） 森林整備対策室長、お答えします。

立木の売り払い収入でございますが、当初は間伐材ということで800万円の計上をしておりましたが、実際には分収造林地の分収金が71万1,839円、あとシイタケ原木の払い下げ

分が2万2,400円、町有林の間伐売り払い収入が1,834万2,178円、合計で1,907万6,000円という収入になっています。間伐材が1,000万円多くなりました理由につきましては、間伐地の杉の生育が比較的良好な場所です。当初30%程度の間伐率で計上してはいたんですが、当然間伐する際に森の中を光が差すくらい間伐しないと意味がないものですから、実際には50%程度の間伐率ということで材積が上がりましたので増額というふうになりました。以上でございます。

(「補正額はこのままでいいんですか」の声あり)

○議長(下山孝雄君) 補正額。もう一度発言。どうぞ。工藤清悦君。

○12番(工藤清悦君) 先ほどの質問で町長説明の補正額とちょっと違うんじゃないかなと思ったものだったので、その確認、ひとつまずお願いしたいと思います。

○議長(下山孝雄君) 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長(長沼 哲君) 森林整備対策室長、お答えします。

先ほど申したとおり、売り払い収入の合計が1,907万6,417円でございます。既存の予算計上が800万円ですので、差し引き1,107万6,000円を増額させていただいたということでございます。

○議長(下山孝雄君) 工藤清悦君。

○12番(工藤清悦君) 会計管理者にお伺いしたいんですけれども、本庁舎の耐震工事をする事によって、今後庁舎の新築というものが5年か6年か7年かわからないんですけれども棚上げになると思うんですけれども、そういった中での庁舎準備基金の運用というのもスパンが大きくなれば利率は高いということで、また運用の方法も違ってくるのかなという思いがしていました。そういった中での運用の方策、候補についてお聞かせいただければと思います。

○議長(下山孝雄君) 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長(鈴木 裕君) 会計管理者、お答えいたします。

庁舎整備基金につきましては、現時点で7億円の残高があります。今年度1億円予算積み立てをすることになっていますので、これまでも町長が答弁しているかと思いますが、今年度末の残高は8億円ということになります。

それで、その運用につきましては先ほど申し上げたような中で運用をさせていただきますが、例えば財政調整基金ですと二十二、三億円ありますので、その中での運用ですと結構債券運用しますと利息もこのように多いものになりますが、庁舎はここ数年積み立ててきたものですから、まだ運用が、このとおり補正で上げている分の利子でもそんなに多いものではないです。これから少しは債券運用もやっという考えは持っていますが、それほどふえるも

のではないかなとは思っております。あとは、今後、将来に向けての予算積み立てをどのようにやっていくかという部分だと思います。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。14番三浦英典君。

○14番（三浦英典君） ページ数22と23にまたがります。選挙費なんですが、私もある党に所属しておりまして、かかわっていたものですから、大分減額になっているなという感じがしました。この辺の、開票所の処理の時間の問題とかいろいろあると思いますが、ご説明をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

今回参議院議員の選挙並びに宮城県知事選挙費の補助金の確定に伴いまして、予算を整理させていただきました。その整理した中での数字を上げさせていただきました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○14番（三浦英典君） 作業上かなり精度が上がったとかということで減額になったというふうなことではないですか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 前まで22の投票所を14に変更させていただきました、それに伴う予算が国のほうもあわせて金額がなっているといった中身でございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございませんか。18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） まず、1点目は5ページの農林水産業費、利用自粛牧草一時保管事業が3,861万円、明許繰越になっておりますが、この事業の進捗状況、あわせまして明許繰越する理由をお願いします。

それに関連しまして、歳出のほうで、37ページ、明許繰越が3,861万円、それに利用自粛牧草一時保管業務委託料、減の3,527万8,000円、この合計が7,300万円ぐらいですか、そういうので事業を予算化、計上されておりますが、かなりの額がこういう明許繰越なり補正の減をされているということでもあります。それで、この減されている主な理由ということと、利用自粛の保管場所の事業については、もう既に終わりということなのか。ということは、37ページにも一時保管場所選定検討会出席者謝礼、減の24万5,000円になるということは、もうすっかり諦め切って、その保管場所なしということにしているのか、その辺、町長、返答をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

まず、5ページの利用自肅牧草の一時保管事業の繰り越しでございますが、これにつきましては当初4,725万円ほどで、田代放牧場に一時保管をしました牧草の詰めかえ作業でございます。当初11月末までに終える予定でございましたが、2年ほどのこれまでの経過がございます、当初見ておりました直径1,500のサイズのもので入らない数がかかなりあったということで、当初なかった1,700を追加で2,200袋ほど設計変更で行う必要が出てきたということがございます。さらに、事業実施が昨年より雪の降る時期が早まりまして、作業ができなくなったということで中断しまして、今回契約変更で5,751万円の変更契約を行っております。さらに、その中で前払金1,890万円ほどをしておりますので、その差額3,861万円を次年度への繰り越しということにさせていただきました。

もう1点の一時保管事業についてどうなのかというご質問ですが、これにつきましては、以前の議会でご説明を申し上げましたとおり、どうしても中新田地区、小野田地区の住民からの同意を得られなかったということで、町としての一時保管事業は断念いたしました。それにかわる対応策といたしまして、現行の平成25年度予算におきまして、現在各農家で保管している方に1月にアンケート調査をいたしまして、田代で使用するものと同じフレコンバッグを支給するというので、その金額が2,390万円ほど予定をしております。これにつきましては3月中に農家に配布するという計画を立てております。そういったことで、各農家で最終処分が決まるまでの間、一時保管をしていただくということで、当初予算からの、先ほど説明いたしました田代の分、それからフレコン配布の分を除きまして、減額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 細かい数字を淡々述べられても、なかなか理解に苦しみます。

それで、町長、この事業については町長の政治的な判断で私は行ったんじゃないかと思っ
ているんです。ですから、一時保管場所が選定委員会でも検討されて現地に説明に赴いても、反対されて1カ所に集積できなかったということですので、私はむしろもう町長が、政治生命ということにもなるかと思えますけれども、そういう強い決断で予算計上してやる限りは私は実行していただきたいという思いが強いわけです。その辺についての町長の考えをお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当初田代にというふうなことで考えていたわけですがけれども、ご承知のとおり、地元の方々の意向もありまして、3地区にということにいたしました。田代のほうには全体の半分程度、弱ぐらいでしょうか、運ばさせていただきましたので、当面大変困っている農家の方々にとっては大変助かったというふうに聞いておりますし、一定の成果を上げることができたのかなというふうに思っております。ただ、残りのものについてはなかなか小野田、中新田地区に保管するという同意を地域の方々にいただくことができなかったもので、今農林課長が申し上げたように、それぞれの農家にフレコンバッグを支給させていただいて、それぞれの農家でまずは保管していただくというふうな取り組みをさせていただいているところであります。

この問題は、もちろん指定廃棄物の問題とは全く違うわけですが、8,000ベクレル以下の最終処分、一般廃棄物としての8,000ベクレル以下の最終処分の道筋がいまだに明らかになっていないんです。いわゆる、唯一の選択肢は大崎広域という枠組みの中で焼却し、そして一般廃棄物の最終処分場に持っていくという選択肢なわけです。国はこのことに対しては、あくまでもこれは市町村で行うべきだということで、国の事業として取り組んでいただくことは全くお願いしても理解していただけない点でございますので。そうしますと、最終処分場の、いわゆる一般廃棄物ですね、道筋が見えてきませんと、こちらもこれからお願いするにしても、では何年ここに保管しなければならないんだということに対する回答ができないんです。ですから、大崎広域でこういう仕組みができて、焼却処分をしてこうなりますよ、ですから2年なり3年の間ここに置かせてくださいということであれば、もっと私は地域の方の理解も得られるんだろうと思うんですが、そここのところがどうしても町単独で解決できない問題ですので、私たちも大変苦慮しておるところでありますし、住民の方に対する説得というものもなかなかしにくいという部分であります。

ですから、この8,000ベクレル以下のものについては、県のほうにも、県は8,000ベクレル以上の指定廃棄物、国が責任を持ってやることに非常に熱心なんですけれども、8,000ベクレル以下の自治体を中心になってやるべきものについてはほとんど動きがない状況ですので。県のほうにもこのことについて、実は我々は指定廃棄物ではなくて8,000ベクレル以下の廃棄物で大変苦慮しているんだ、何とかこういったところにこそ県のリーダーシップを発揮してほしいというお願いをしております。県のほうでも大崎広域の方とも話し合いを進めますというふうなことを言っていただいております。県は、そういう事情でございますので、とりあえず各農家に調査をした結果に基づいてフレコンバッグを支給させていただいて、その間、安全に保

管していただくというふうな方策をとらせていただきたいと思います。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○18番（三浦又英君） そういう方策ということで各農家にフレコンバッグを提供して、そこで保管していただくということが最終的なものなのかという思いもしていますが。一関の例がよく出ておりますが、あそこは混焼していますよね、一般廃棄物とのですね。その辺について私は前にもそういう話をさせていただきましたが、大崎地域広域行政事務組合の焼却炉の関係についても、我々、勉強会のときも何十年かかかるという説明をいただきましたが、その辺の一つの広域的なものでの焼却処分ということも当然ながら町長視野に入れていると思いますけれども、広域の副管理者という立場からもなかなか進めにくいということもありますけれども、町長の広域行政事務組合の事業としてのものもどうなのか、そのお考えについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一関の混焼の状況についても大崎広域のほうに一昨年からお話をしております。そういったところも参考にしながらぜひ取り組んでほしいということをお願いしております。現実には、もちろんそれをしようとするならば、現在の焼却炉のキャパが余りありませんので、一関の場合にはかなりキャパがあったのでできたということでもありますけれども、大崎の場合はありませんので、新たに焼却炉を設置することになるだろうと思います。そういったときに、なかなか大崎広域としても、どこに焼却炉を設置するか、果たして地域住民の賛成が得られるのかというふうなやはり懸念があるものですから、なかなかその議論が前に進まないという状況であります。引き続き大崎広域のほうには広域としての処理ということについて私も発言してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 36ページの災害対策費、委託料の中にJアラート自動起動装置整備委託料が900万円以上ですが計上されておりますけれども、これはどこに設置するものかということと、具体的な目的というか、よくわからないので説明をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 危機管理室長、お答えいたします。

これにつきましては、Jアラート、現在導入しておりますけれども、これを自動起動するという装置でございますけれども、Jアラートにつきましては、皆さん既にご存じかと思ます

けれども、消防庁のほうで防災対策の強化を図るということで、大規模な災害が発生、あるいは先ごろ北朝鮮のミサイル攻撃、そういったものの国家的な危機が発生するおそれがあるといった場合に国のほうから各市町村に情報が流れるというもので、それをJアラートということでございます。

それで、このJアラートが各町に入った場合、そのJアラートの入ったものを今度、加美町といたしましては、各携帯電話ございますけれども、それをエリアメールという形で自動的に流れるというシステムを構築するものでございます。

それで、今回の事業費につきましては、先ごろの2月6日に成立いたしました国の大型補正予算の中で取り組んでものでございまして、この金額全て国庫補助ということでございます。

さらに、繰り越しという形で繰越明許のほうにも金額、同額載っておりますけれども、事業執行は平成26年度で実施するというものでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） それでは、29ページの清掃費、塵芥処理費、大崎地域広域行政事務組合の負担金が8,600万円以上計上されているんですが、大崎広域行政事務組合のときにも物すごい量の負担金なんだなというふうに見ていたのを覚えているんですけども、これは補正予算として負担金が計上されてきたその理由と、今後どんなふうに移して行くのか。先ほど焼却炉の話もありましたが、この負担金はもっと増大していくのかなという不安があるんですが、こういった事情によるものなのか、今後の見通し等もあわせてお話しください。

それから、37ページの農作物放射性物質吸収抑制技術対策事業が災害対策費の中で減額になっているんですが、この内容についても伺います。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

この大崎地域広域行政事務組合の負担金の件ですけれども、大崎地域広域行政事務組合で行っております大崎市三本木にあります一般廃棄物最終処分場整備事業の平成25年分の負担金でございます。循環型社会形成推進交付金関係の交付税で、大崎広域の市町村が歳入で受けて、同額で大崎広域に支出しているものでございます。これは今年度の3月で埋め立て処分場が完成して、平成26年4月より埋め立て開始になるところの工事です。この関係の事業は、これで終わりになります。来年からはないということです。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

農作物放射性物質吸収抑制技術対策事業の減の理由でございますが、1つには、大豆作付地への対策交付金のほうで事業費の確定によって減になっております。それから、もう一点は、急傾斜地とか石れきの多い牧草地の除染につきましては、振興公社のほうに委託をして事業実施をする計画でしたが、事業量が多いということで、全量平成25年度に実施できないということから次年度にということになりまして、事業が減になりましたので、その関係で減額ということになりました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。

ほかに。1番木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） 32ページの林業費の中で積立金ということで交流資源利活用推進基金1,827万7,000円とあるんですが、これの財源内訳として国庫支出金3,650万円とあるんですが、収入のほうの明細を見ても、どこから入ってくるのかがよくわからないんですが。それと、この基金の内容を伺います。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（長沼 哲君） 森林整備対策室長、お答え申し上げます。

この基金の積み立てにつきましては、当初予算では立木売り払い収入の10%程度を積むという条例でございましたが、昨年の6月の定例議会において立木売り払い収入の全額を積むということで条例改正を認めていただきましたので、先ほど収入の中で1,900万何がしという収入がありましたので、その全額を基金に積むと。当初予算で800万円の収入のうちの10%、80万円ということで予算計上していたしましたので、先ほどの売り払い収入から既存予算の80万円を引いた額を今回増額というふうにさせていただきました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） もう一点聞いていた財源、国、県支出金の3,650万円との関係は。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（長沼 哲君） 森林整備対策室長、お答え申し上げます。

国庫支出金につきましては、一般造林事業費の補助金でございます。この積立金とは全く関係ございません。よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） もう一点、済みません、26ページの児童手当なんですけれども、1,341万5,000円減額になっているんですが、収入のほうでは12ページ、児童手当国庫負担金という

ことで920万7,000円減額。この辺の理由といいますか、中身を教えていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 児童手当につきましては、6月、10月、2月ということで年3回支給をしております。2月の支給で確定をしましたものですから、今回補正減とさせていただきます。

補正減の理由でございますが、対象児童数の減によるものと思われま。本年2月の受給者数、いわゆる児童数、中学生までになりますが、2,872人で……、平成25年ですね、昨年2月が2,872人で、ことしの2月が2,811人ということで61人ほど減少しております。その分で児童手当が減少している、それに合わせまして国、県の財源がそれぞれ、国がおおむね6分の4、県が6分の1、町が6分の1という形で負担になっておりますので、その財源についても今回整理をさせていただいたということです。

なお、児童手当については、公務員等についてはそれぞれの所属長から支給されますので、実数とはまた違う数字になります。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） 済みません、最後、35ページの道路改良費の中で町道新設改良用地購入費57万2,000円とあるんですが、具体的にはどの部分なのか、お願いします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） お答えします。建設課長です。

ご質問の公有財産購入費57万2,000円でございますけれども、平成25年度予算に計上しております用地補償工事が9路線ほどございます。その精査した結果、57万2,000円が不足ということで計上させていただきました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号平成25年度加美町一般会計補正予算（第10号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第15号平成25年度加美町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第16号 平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第16、議案第16号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第16号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ481万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億680万2,000円とする補正予算であります。

歳入については、国民健康保険税として1,200万円増、国庫支出金として療養給付費等負担金4,342万2,000円減、財政調整交付金1,328万4,000円増、繰入金として一般会計繰入金2,024万円減、財政調整基金繰入金5,600万円増などであります。

歳出については、保険給付費として一般被保険者療養給付費6,000万円増、共同事業拠出金として保険財政安定化事業拠出金3,869万8,000円減、諸支出金として前年度国保療養給付費等負担金返還金2,633万6,000円増などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第16号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第17号 平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第17、議案第17号平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2,172万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,013万8,000円とする補正予算であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料1,740万4,000円、一般会計繰入金432万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金2,172万8,000円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第17号平成25年度加美町後期高

齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第18号 平成25年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第18、議案第18号平成25年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第18号平成25年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億944万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ24億9,428万円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として介護給付費負担金2,183万6,000円減、支払基金交付金として介護給付費交付金3,433万円減、県支出金として介護給付費負担金1,345万6,000円減、繰入金として一般会計繰入金1,051万7,000円減、介護給付費準備基金繰入金2,900万円減などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費として居宅介護サービス等給付費1億円減、施設介護サービス給付費4,000万円増などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号平成25年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第18号平成25年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第19号 平成25年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算
（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第19、議案第19号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第19号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,161万2,000円とする補正予算であります。

歳入については、サービス収入として居宅介護サービス計画費収入21万3,000円を増額し、歳出については、サービス事業費として居宅介護予防サービス計画作成業務委託料21万4,000円を増額するほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第19号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第20号 平成25年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第20、議案第20号平成25年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第20号平成25年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の939万4,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものです。

歳出については、霊園管理費として霊園拡張整備事業に伴う測量設計委託料140万円を減額するほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号平成25年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第20号平成25年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21 議案第21号 平成25年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（下山孝雄君） 日程第21、議案第21号平成25年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第21号平成25年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出それぞれ15億754万4,000円とする補正予算と、雨水計画見直し策定事業の繰越明許費の設定を行うものであります。

歳入については、国庫支出金として汚水処理施設整備交付金80万円減であります。

歳出については、施設管理費として中新田浄化センター管理費313万1,000円減などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） 繰越明許費について伺います。雨水計画直し策定事業ということで500万円繰り越し。それと関連して町長の施政方針の中の下水道事業の中に「城生前田地区の浸水対策を進めるため、加美町公共下水道雨水事業計画の見直し、事業認可取得業務及び実施計画策定に着手してまいります」この関係というか、状況をお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えしたいと思います。

まず、雨水計画の繰越明許についてなんですけれども、この事業につきましては、城生前田地区の浸水対策を目的として取り組んでおりますが、今年度、事業実施に向けて事業認可を取得する業務を委託しておりましたが、その上で昨年6月から9月、雨期に仮設ポンプの稼働状況等を踏まえた上で見直し箇所の認可取得面積、それから排水方法、それから設計の規模などを検討して、その後にこの業務を委託しております。その結果、委託する時期が遅くなってしまいまして、繰り越しを結果的に行うような形になっております。

それで、2つ目の質問なんですけれども、平成26年度につきましては8月をめどに事業認可を取得いたしまして、その後に実施計画等を行って、平成27年度から工事に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） 具体的に、要するに平成25年度のを繰り越して、それで認可を取って、それが平成26年8月に認可をとって、それから実施ということで、その具体的な実施云々の概

略というか、その辺はまだ見えていないんでしょうか。どの辺まで。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えしたいと思います。

まず、先ほどお話ししましたように、平成25年度の繰り越しということで8月めどに事業認可をまず取得いたしまして、それに基づいて実施計画ということなんですけれども、実施計画も新年度予算のほうにも計上させていただいておりますが、雨水のポンプ場を設置して、この雨水事業計画の中で実施するか、それとも既存の排水路等を利用して雨水の計画を進めるか、その辺で大きく事業費に差が出てくるようなこととなります。そういうことで、事業計画を慎重に行って進めたいということで、まずとりあえず8月めどに事業の認可を取得しまして、その後実施計画に取り組む予定でございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 1つだけお伺いしたいと思います。86ページ、中新田浄化センター管理費の中で建物等災害保険料の減額になっておりますけれども、これは建物等ということは建物なのか、そうでない施設なのか。対象にならない……、ならないというとおかしいですね、掛けないから減額になったのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えしたいと思います。

浄化センターにある建物の保険なんですけれども、平成25年度につきましては総務課で一括でこの保険に入ったということから、うちのほうの浄化センターで予算化したものを減額するという状況でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） これちょっと勉強不足でわからないんですけれども、特別会計のやつでも、一般会計というとおかしいんですかね、そっちのほうでも扱えるのかどうかということを確認をさせていただきます。

もう一つは、財産管理の中で、そういう建物が管財で、本庁管轄という言い方では違うんですね、その中での網かかっていなければそうなのかというふうに理解できるんですけれども、町の財産に入っているということなんでしょうね。済みません、お願いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 特別会計で今までは保険を掛けていたということなんですけれども、町の財産台帳には中新田の浄化センター、特別会計なんですけれども、財産台帳には入っており

ます。それで、もちろん建物の災害共済の対象になるということで、そういった形で保険を掛けて処理しているということでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） これ、だめだとかなんとかというのでなくて確認ですけれども、結局受益者負担の中で運用している特別会計なんですけれども、額がそんなに小さいからということではないんですけれども、線引き的には問題ないということなんじゃないかな。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 線引きの問題というご質問だと思うんですけれども、今申し上げたとおり、町のほうと共済のほうの担当とのやりとりの中では、町の財産となっている部分につきましては構わないということなんですけれども。ただ、特別会計からの予算の戻しのものは処理はしていないということで、その分、町の繰り出し関係で調整がされているということになりますけれども、今回は保険をそちらのほうで掛けていたものをこちらのほうに変更したということになるということでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 副町長、応能応益の中で特別会計は動いていると思うんですけれども、ただ、そっちのほうの率がいいからということでの判断でやれるものかどうか。応能応益の中で受益者負担分で成り立っている部分というのがあって、我々はそれをベースに判断させてもらっているんですけれども。それでいいんですと言われれば「はい」と言うしかないんですけれどもね。その辺、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） なぜ私にかかってきたのかよくわかりませんが、今ご質問の応能応益ということで、特別会計なら特別会計の負担している、その受益を受けているものの予算でやるべきであるということだと思うんですけれども、今総務課長がお話をしたとおり、一般会計からの繰り出しの中での調整ということで行われておりますので、これでよろしいというふうに理解しております。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号平成25年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第21号平成25年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22 議案第22号 平成25年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第22、議案第22号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第22号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1,217万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,539万1,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入については、分担金として受益者負担分134万3,000円減、町債として浄化槽整備推進事業債950万円減などであります。

歳出については、浄化槽建設費1,214万円減のほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第22号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第23 議案第23号 平成25年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第23、議案第23号平成25年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第23号平成25年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出において、それぞれ305万1,000円を減額する補正予算であります。

歳入につきましては、受託工事収益250万円、雑収益55万1,000円をそれぞれ減額しております。

支出につきましては、予定額に対する不用額及び不足額の精査を行い、原水及び浄水費で164万7,000円、配水及び給水費105万円、受託工事費250万円、総係費80万円、減価償却費で40万円をそれぞれ減額し、資産減耗費で151万円、営業外費用で70万円と予備費を増額しております。

資本的支出につきましては、建設改良費で請負額の確定等により3,050万円を減額し、支出総額を1億4,505万円とするものであります。

今回の補正により過年度分損益勘定留保資金による不足財源補填額を3,050万円減額し、1億2,020万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号平成25年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第23号平成25年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。2時40分まで。

午後2時23分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 日程第24 議案第24号 平成26年度加美町一般会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成26年度加美町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成26年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成26年度加美町霊園事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成26年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成26年度加美町下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成26年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成26年度加美町水道事業会計予算

○議長（下山孝雄君） お諮りいたします。日程第24、議案第24号平成26年度加美町一般会計予算、日程第25、議案第25号平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第26、議案第26号平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27、議案第27号平成26年度加美町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第28号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第29、議案第29号平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第30、議案

第30号平成26年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第31、議案第31号平成26年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第32、議案第32号平成26年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第33、議案第33号平成26年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第34、議案第34号平成26年度加美町水道事業会計予算、以上11件はいずれも平成26年度予算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、日程第24、議案第24号から日程第34、議案第34号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第24、議案第24号から日程第34、議案第34号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第24号平成26年度加美町一般会計予算から議案第34号平成26年度加美町水道事業会計予算までの平成26年度加美町各種会計予算の総額等についてご説明申し上げます。

議案第24号平成26年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ134億7,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第25号平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ27億7,500万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第26号平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億8,400万円と定めるものであります。

議案第27号平成26年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ25億2,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第28号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1,090万円と定めるものであります。

議案第29号平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ600万円と定めるものであります。

議案第30号平成26年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ2,700万円と定めるものであります。

議案第31号平成26年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ320万円と定めるものであります。

議案第32号平成26年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ11億5,600万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第33号平成26年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第34号平成26年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については収入支出をそれぞれ5億5,240万円とし、資本的収入及び支出については収入407万6,000円、支出1億6,512万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,104万4,000円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

なお、各会計の詳細につきましては、それぞれの担当課長よりご説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。提案理由といたします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第24号

平成26年度加美町一般会計予算

平成26年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134億7,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

続きまして、加美町国民健康保険事業特別会計予算です。

183ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第25号

平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億7,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、加美町後期高齢者医療特別会計予算です。

211ページをお開き願います。

議案第26号

平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、加美町介護保険特別会計予算です。

221ページをお開き願います。

議案第27号

平成26年度加美町介護保険特別会計予算

平成26年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（渡邊光彦君） 245ページをお開き願います

平成26年加美町介護サービス事業特別会計予算につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第28号

平成26年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成26年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,090万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

続きまして、加美郡介護認定審査会特別会計予算です。

259ページをお開き願います。

議案第29号

平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長でございます。

加美町霊園事業特別会計予算です。

265ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第30号

平成26年度加美町霊園事業特別会計予算

平成26年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長です。

271ページをお願いいたします。

議案第31号

平成26年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成26年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上です。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長です。

277ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第32号

平成26年度加美町下水道事業特別会計予算

平成26年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪股洋文

続きまして、305ページをお開き願います。

議案第33号

平成26年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成26年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、329ページをお開き願います。

議案第34号

平成26年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	8,620戸
(2) 給 水 量	232万立方メートル
(3) 一日平均給水量	6,356立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 水道事業収益	5億5,240万円
第1項 営業収益	5億649万8,000円
第2項 営業外収益	4,590万2,000円

支 出

第1款 水道事業費用	5億5,240万円
第1項 営業費用	5億1,309万2,000円
第2項 営業外費用	2,818万円
第3項 特別損失	179万8,000円
第4項 予備費	933万円

続きまして330ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 1 億6,104万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億4,104万4,000円、減債積立金1,000万円及び建設改良積立金1,000万円で補填するものとする。))

収 入

第1款 資本的収入	407万6,000円
第1項 負担金	407万6,000円

支 出

第1款 資本的支出	1 億6,512万円
第1項 建設改良費	1 億 547万円
第2項 企業債償還金	5,965万円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 同一款内での各項間の流用 1,000万円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 2,572万 6,000円
- 2 交際費 5万円

平成26年3月7日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上で説明を終わります。

○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第34号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成26年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下山孝雄君) ご異議なしといたします。よって、議長を除く全員で構成する平成26年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は平成26年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、本議会は平成26年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

なお、議員各位に申し上げます。

委員会条例第9条の規定によりまして、平成26年度予算審査特別委員会を本日3時20分に本議場に招集いたしたいと思いを。ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

午後3時10分 休会

上記会議の経過は、事務局長佐藤鉄郎が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月12日

加美町議会議長 下山孝雄

署名議員 三浦又英

署名議員 佐藤善一